

岩手県防災会議幹事会議分科会の構成及び運営について（案）

1 構 成

- (1) 分科会は、岩手県防災会議会長（以下「会長」という。）が指定する機関の幹事又は当該機関の長が指名する者のほか、必要に応じ、関係団体が推薦する者や有識者等をもって構成する。
- (2) 各分科会の構成は別添（資料 3 - 2）のとおりとする。

2 運 営

- (1) 分科会に座長を置き、幹事のうちから会長が指名する者がこれに当たる。
- (2) 各分科会は、必要に応じて、各座長が招集し、これを主宰する。
- (3) 座長に事故があるときは、分科会に属する幹事のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要と認めるときは、1（2）に掲げる者以外の者を分科会に出席させ意見を聞くことができる。